

日本政策金融公庫との業務提携について

株式会社 みなと銀行（頭取 尾野 俊二）と日本政策金融公庫（中小企業事業）は、平成27年6月1日、「スタンドバイ・クレジット（信用状）取引に関する基本契約」を締結し、お客さまの海外金融機関からの資金調達に関する連携を開始しましたのでお知らせします。

この制度は、日本政策金融公庫が発行するスタンドバイ・クレジット/信用状（発行に際しては、みなと銀行が同公庫に保証を行う）を担保に、お取引先が同公庫と提携の海外金融機関（以下ご参照）から円滑にご融資を受けられるようサポートするものです。

みなと銀行は、今後も多様化する地域のお客さまのニーズにお応えするため、様々な金融サービスの提供を通じて地域に貢献してまいります。

記

■概 要■

1. 対象となるお客さま	以下のいずれかの計画の承認または認定を受けた中小企業者 (1) 新事業活動促進法に基づく経営革新計画 (2) 新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画 (3) 地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画 (4) 農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画
2. 対象となるご融資	(1) 補償限度額：450 百万円（海外での融資通貨は現地流通通貨建） (2) 信用状期間：1～6 年（海外での融資期間は1～5 年） (3) 補償条件：海外金融機関からの請求に基づき日本公庫が支払 (4) 適用ルール：UCP600(信用状統一規則)に準拠 以上を前提としつつ、海外での融資条件は各海外金融機関が個別に決定します。
3. 日本公庫が提携の海外金融機関（国）	<ul style="list-style-type: none"> ・バンクネガラインドネシア（インドネシア） ・ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール） ・バンコック銀行（タイ） ・KB国民銀行（大韓民国） ・メトロポリタン銀行（フィリピン） ・ベト・イン・バンク（ベトナム） ・CIMB銀行（マレーシア） ・バノルテ銀行（メキシコ） ・合作金庫銀行（台湾）

■お取引の流れ■



以上

本件に関するお問い合わせ先

みなと銀行 企画部 広報室	藤井 TEL : 078-333-3247
日本政策金融公庫 神戸支店 中小企業事業	柏倉 TEL : 078-362-5961